資料１

【　施設概要　】

◎生活館設置目的

伊賀市生活館条例

（設置）

第１条　歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域住民（以下「地域住民」という。）の福祉の増進、生活の改善及び文化の向上に寄与するための施設として、生活館を設置する。

※以前は、主として、地域住民の会合場所や葬儀会場として使用されていた。

１．第４生活館

（１）所　在　地　：　伊賀市八幡町３２７１番１、３２７５番
（　施設位置図　：　資料２のとおり　）
（２）建築年月日　：　昭和５３年３月３１日
（３）延べ床面積　：　１００．００㎡
（４）構　　造　：　鉄骨造平屋建
（５）建物台帳価格　：　１円
（６）施設外観写真　：　資料３のとおり
（７）使用状況等　：

年　度	使用回数	延べ使用人数
令和５年度	５回	４５人
令和６年度	１回	４人
令和７年度	使　用　停　止	

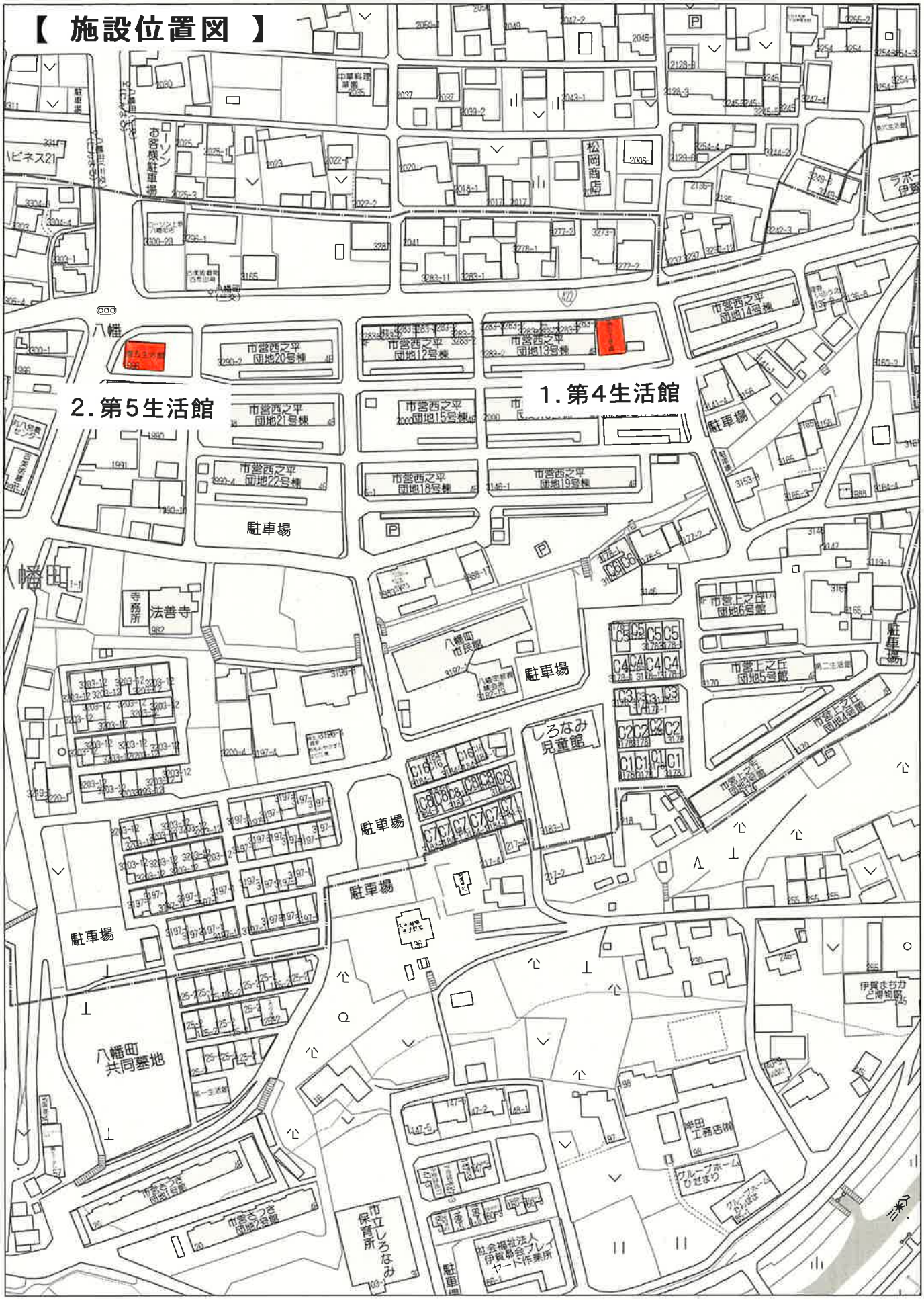
２．第５生活館

（１）所　在　地　：　伊賀市八幡町１９９６番９、３２９８番
（　施設位置図　：　資料２のとおり　）
（２）建築年月日　：　昭和５８年６月３０日
（３）延べ床面積　：　１０１．６８㎡
（４）構　　造　：　鉄骨造平屋建
（５）建物台帳価格　：　１円
（６）施設外観写真　：　資料３のとおり
（７）使用状況等　：

年　度	使用回数	延べ使用人数
令和５年度	２１回	３２０人
令和６年度	１１回	４２９人
令和７年度	３回	１４人

資料2

【 施設位置図 】



80m

1:2000

禁無断複写複製
三重県伊賀市

Copyright(C)2026 ZENRIN CO., LTD.

資料３

【　施設外観写真　】

１．第４生活館



２．第５生活館



資料4

意見書

令和８年８月 10 日

人権生活環境部長　瀧口　嘉之　様

伊賀市ファシリティマネジメント推進会議議長

令和８年８月７日、付議事案について審議を行った結果は、次のとおりである。

件名　第４生活館の複合化について	
１　審議項目（該当するものを〇で囲むこと。） 市有財産の（新築、改築、利活用、処分、貸借、交換）・その他 ３　措置すべき事項 ４　修正すべき事項 ５　　その他	２　意見（該当する事項の番号を〇で囲むこと。） (1) 特に意見はない。 (2)　次の点に意見がある。